

ケース 12.4 アメリカにおける外国人参政権

外国人参政権は 19 世紀には、移民の受容に際し重要な役割を担っていた。今日、アメリカには外国人参政権問題に関する議論を復活させて、その重要性を再確認すべきだとする学者もいるが、ほとんどの国で忘れられた問題となっている。

アメリカの初期の歴史においては、『国際移民の時代 [第 4 版]』の第 12 章が扱う諸問題はさまざまな意味で重要なものであった。1790 年までには、アメリカ議会は、自由な白人移民であれば、2 年の待機期間を過ぎれば帰化申請が可能になるという法律を定めていた。しかし、対抗する 2 つの政党はそれぞれ、移民は相手に有利な投票をするだろうと不安に思ったのか、帰化申請への待機期間を長くするとともに、危険な外国人の強制送還策を議会で認めたのである (Zolberg, 2006: 90-98)。しかし、アイルランド移民の支援のもとジェファソン主義者の政権が返り咲くと、アメリカ議会は、1802 年に白人男性外国人に対しては 5 年の帰化申請待機期間を定めたのである。そして、アメリカに 2 年間住んだ後、外国人はアメリカ市民になりたいと宣言することができるようになった。ただし、1824 年にアメリカ議会は帰化宣言とその宣言を受理し記録する日付を、帰化申請の 2 年前に変更している (Motomura, 2006: 116)。

帰化宣言は 1795 年から 1952 年まで、外国人がアメリカへ帰化するために必要な前提条件となっていた。外国人でありながら帰化宣言をしたものは、していない外国人に比べ特典が与えられていた。1776 年から 1926 年の間、少なくとも 40 の州や領土は、外国人への参政権を認め、州や連邦総選挙への参政権を与えていたのである。実際、1928 年の連邦総選挙が、外国人が投票できなかった最初の選挙となった (Andrès 2007: 68)。

アメリカ連邦制度では、連邦政府の介入による制限があるとはいえ、だれが投票できるのかを決めるのは州政府である。1848 年に新しく州になったウィスコンシン州の憲法は、アメリカへの帰化宣言を行った外国人に参政権を与えていた。ウィスコンシン州の政府は、こうすればより多くのヨーロッパ人移民を引き付けることができると考えたのである。1862 年の土地所有法 (ホームステッド法) のもと、州政府は帰化宣言をした外国人に土地支給を受ける権利を与えたのである (Motomura, 2006: 9)。帰化意思をもつ外国人は、一般的には、アメリカ市民と同様な特権と責任を与えられていたのである。

1920 年代まで、外国人による投票は珍しいことではなかった。しかし、19 世紀後半より高まりつつあった反移民感情と反外国人政治運動により、こうした外国人のもつ既得権益は削られ始めたのである。第一次世界大戦中のナショナリズムと排外主義の高まりによりアメリカにおける外国人投票は、ほんの少しの例外を残して廃止されていった。最近では、アメリカの学者の一部が外国人投票の復活を求めているが、それは、アメリカに何百万と住む外国人市民に参政権が与えられていないことによる不利益を、多少とも解消することを目的としている (Motomura, 2006)。

【参照文献】

Andrès, H. (2007) 'Le droit de vote des étrangers: Une utopia déjà réalisée sur cinq continents'. *Migrations Société*, 19: 114, 65-81.

Motomura, H. (2006) *Americans in Waiting* (Oxford: Oxford University Press).

Zolberg, A. (2006) *A Nation by Design* (Cambridge, MA and New York: Harvard University Press and Russell Sage Foundation).